

## 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
1	I 総論	3頁 ～ 4頁	4頁1行目に「OECD各国の中でもトップクラスの成績であり」とあるが、「何がトップクラス」であるのかが不明確であるので、具体を示すべきである。	前後の文章を読んでも、何がトップクラスに該当するのか明確でないので、「教育水準、全人教育という面、学力等」具体を示すとよいと考える。
2	I 総論	5頁	2. 日本型学校教育の成り立ちと成果,直面する課題と新たな動きについて (2)新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された学校の役割 「全人的な発達・成長の保障、居場所、セーフティネットとしての福祉的な役割は日本型学校の強み」は、そのとおりであり、今後もその部分を大切にすべきである。	セーフティネットとしての第一義的な役割を担っていくためには、専門的な知識や権限のある機関(児童相談所等)の充実が併せて必要である。
3	I 総論	14頁	「子供たちの多様化が一層進む中で、全ての子供たちに基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させるためには、ICTも活用して教師の負担を抑えつつ、専門性の高い教師がより支援が必要な児童生徒により重点的な指導を行うことなどにより効果的な指導を実現し、」とあるが、併せて、児童生徒一人一人へきめ細かな教育を実施するために、現在の国の学級編制基準を見直し、学級の児童生徒数を全学年35人(現行は小1のみ35人、他は40人)とする、少人数学級の実現が必要と考える。	市町村独自の少人数学級の実施は多額の財政負担を伴うため。
4	I 総論	14頁 ～ 15頁	「個別最適な学び」と「協働的な学び」や集団の学習効率化の「いいとこどり」と言ってしまうと、それは極めて理想である。	例えば教育現場が公立学校か私立学校によっても、その学校の求められる教育の目的により、どちらに比重を置くかに差異が出るように感じる。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
5	I 総論	16頁	<p>①幼児教育 「幼稚園等の幼児教育が行われる…… 育つことができる。」の表記を下記のように変更</p> <p>○幼稚園等の幼児教育が行われる場において、小学校との円滑な接続や質の評価を通じたPDCAサイクルの構築が図られるなど、質の高い教育が提供され、良好な環境の下、身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる。</p> <p>○特別な配慮を必要とする幼児への個別支援や指導が充実され、心身の豊かな成長発達が促される。</p>	<p>幼児教育については、1項目でまとめられており、他の教育との差があることから、最初に幼児教育の特性や効果について明記し、特別な配慮を必要とする幼児への個別の支援や質の確保について後述しながら、つながりのある表記をした方がいい。</p>
6	I 総論	18項 ～ 24項	<p>(令和の日本型教育を動かす原動力についての疑問) これまでの日本型教育は、基本的に教育現場に携わってきた教師をはじめとする多くの教育関係者や地方自治体等の過重労働ともいわれる不断努力によって、世界に誇るべき教育として成立してきた。</p>	<p>少なくとも、この過重労働分は、①ICTへの転換、②業務内容の振り分け、③スクールカウンセラーなど外部人材の活用等で補い、新たな「令和の日本型教育」への移行を図ろうとしているが、①や③は、地方自治体への継続的かつ恒久的な費用負担によるところとなるのか。また、②については、教育関係法の改正等により全国一斉に対処できるのか。</p>
7	I 総論	18頁	<p>18ページ4行目の「全国津々浦々の」を表現を、「全国随所の」に改める。</p>	<p>より適切な表記と考えるため。</p>
8	I 総論	19頁	<p>19ページ(1)の3つ目の項目内の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒が少なからず存在している」について、「存在している」を「いる」に改める。</p>	<p>より適切な表記と考えるため。</p>
9	I 総論	19頁	<p>(1)学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する</p> <p>自治体の財政力や家庭の経済事情によって、教育の機会均等が失われることがないよう、国においてはあらゆる方策について検討していただきたい。</p>	<p>教育のナショナル・ミニマムとして「令和の日本型学校教育」を構築するにあたっては、安定的な財源の確保が必要となるため。</p>

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
10	I 総論	19頁	白○1つ目 「教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討の具体化を図る必要がある。」とあるが、下線部を「検討を進める必要がある。」とすることが望ましい。	学校教育活動の充実や教師の負担軽減を図るためにも、教科担任制の導入をより迅速に推進していくことが必要であると考えられるため。
11	I 総論	19頁 ～ 20頁	20頁9行目に「このように消極的な配慮ではなく、『ICT環境が整っている家庭を対象にまず実施し、そうでない家庭をどう支援するかを考える』という積極的な配慮を行うといったように、教育水準の向上に向けた機会均等等であるべきである」とあるが、「このように消極的な配慮ではなく」を削除すべきである。	31頁4行目に「また、児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さない、ということを徹底する必要がある」とある。また、59頁18行目には「社会的・経済的条件の不利が、子供たちの学習の格差につながるよう、自然災害時でも子供たちの学習を継続するための取組などを進める必要がある。」とあり、各学校がICTを活用しなかったことは決して「消極的」ではないと考えられるため。
12	I 総論	19頁	3つ目の○「学校における適切な教育相談の実施等を促す」とあるが、「その正しい理解をもとにした適切な受けとめによる教育相談」とした方がわかりやすい。	適切な教育相談の表現だけでは、障がい理解にもとづく姿勢の要素が薄くなるため。
13	I 総論	22頁	「修得主義と履修主義」に関する文章では、「(それぞれを)適切に組み合わせ、それぞれの長所を組み合わせ…」と「飛び級や原級留め置き」などが今後どのように具体化していくかが不明である。	履修主義の適応が一部の児童生徒だけでなく、より一般化すると日本国民としての倫理観に関わる慣習や礼儀作法までに影響を及ぼすものとする。また、学校の存在、学年という概念の変容にもつながり、学校は「学力を効率よく身に付ける場所」に偏る可能性を感じる。
14	I 総論	23頁	(4)履修主義・修得主義等を適切に組み合わせるの4つ目の○の内容について 「履修主義と修得主義を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべきである。」とあるが、意味するところがかみにくい。「義務教育においては、履修主義の立場を取っているので、修得主義の視点に立った指導を進める教育課程の在り方を検討する必要がある。」等としてはいかがか。	「履修主義と修得主義を適切に組み合わせる」とあるが、義務教育においても修得主義の立場をとる場合もあるとも受け取れる。この点は、慎重に考えるが必要ではないか。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
15	I 総論	23頁	「また、やむを得ず学校の臨時休業等が行われる場合であっても、子供たちと学校との関係を継続することで、心のケアや虐待の防止を図り」とあるが、「また、やむを得ず学校の臨時休業等が行われる場合であっても、 <u>専門家や関係機関と連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続することで、心のケアや虐待の防止を図り</u> 」とすべきである。	心のケアや虐待の防止については、子供と学校との関係だけではなく、 <u>専門家や関係機関との多面的な対応が必要であるため。</u>
16	I 総論		以下の項目など、これまで全国市長会からの要望が盛り込まれており、中教審が主体性を持って審議し、具体的に進む内容であればよい。  ○ <u>少人数教育の推進等のための教職員配置の充実について</u> ・学級編制及び教職員定数の標準について一層の見直しを図ること ・所要の税財源措置を講じること ○ <u>教職員の働き方改革について</u> ・ <u>専門スタッフの配置に必要な財源を確保すること(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等)</u> ・ <u>統合型校務支援システムの導入など業務効率化に必要な財源を確保すること</u> ・ <u>生徒にとって望ましい部活動と教師の負担軽減を両立できる部活動改革を進めること</u>	現段階では文言の修正よりも要望内容が進められることが大事と考えるから。
17	II-1. 幼児教育の質の向上について	26頁	「 <u>幼児教育施設と小学校の教職員の合同研修等の実施や</u> 」とあるが、「 <u>幼児教育施設と小学校の教職員の合同研修等の継続な実施や</u> 」とすべきである。	現在、就学前後に集中して、引継ぎを含めた「 <u>合同研修等の実施</u> 」が行われることが多いが、 <u>両教育の接続(または一貫)に向け、年間を通して両教職員の関係を強化する必要があるため。</u>

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
18	Ⅱ-1. 幼児教育の質の向上について	27頁	①処遇改善をはじめとした人材の確保の中で「子どもの育ちを巡る環境の変化等に対応しながら」とあるが、「子どもの育ちを巡る環境の変化や子育て中の保護者のニーズに対応するための人材を確保しながら、質の高い幼児教育を推進…」となるのがよいと考える。	幼児の多様性・保護者のニーズに対応するための人材を確保する。人材の確保には、働き手が様々な働き方を選べることも必要と考える。選べることで離職防止・定着、再就職の促進が図られる。また、人材の確保により、質の高い幼稚園教育を行うための研修を受ける機会を多くつくることも可能となり、さらに、子育てしながら働ける職員が気兼ねなく休めるような体制があれば、子育て中の方の社会復帰の大きな支援となると考えられる。
19	Ⅱ-1. 幼児教育の質の向上について	29頁	「……幼稚園教育施設における親子登園や相談事業…」とあるが、在園幼児だけでなく、「地域の未就園児やその保護者を含めた親子登園や相談事業…」となることが望ましい。	「未就園児とその保護者含めた支援ができる幼稚園」となれば、地域の子育てセンター機能を幼稚園が有することで、就学前教育への接続やその後の義務教育への接続を効果的にサポートできると考える。
20	Ⅱ-2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	30頁 ～ 38頁	「教科担任制の導入」及び「教師の養成等の在り方」等の検討を進めるに当たり、教師のなり手不足の解消や適切な人材確保に向けた対応(71,72頁関連)について、同時並行で進めていくべきである。	・産休等の休暇取得者や急な退職者が生じた場合の代員配置が、スムーズに行えない現状である。 ・近年の教員採用試験の状況から、教師を目指す人材が減少傾向にある。
21	Ⅱ-2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	31頁	(上から2行目) 「義務教育9年間を見通した上で」とあるが、「9年間を通した教育課程」とすべきである。	「義務教育9年間を見通した上で」とするよりも、「9年間を通した教育課程」とした方が、教育課程の在り方についての考えがより明確になるため。
22	Ⅱ-2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	31頁	(一つ目の○の5行目) 「学校教育の外に置かれてしまわないように」とあるが、「取り残されないように」とすべきである。	「学校教育の外に置かれてしまわないように」とした場合、外という表現が誤解を生む恐れがあるため。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
23	Ⅱ－2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	32頁	「小学校高学年への教科担任制の導入や、小学校と中学校や中学校と高等学校など学校段階間の連携の強化、専門性を有する補助スタッフや研修の導入などが必要である。」とあるが、「専門性を有する教員の増員」とすべきである。	現在、小学校教員の過当たりの授業時数は25時間以上あり、教材研究の時間を勤務時間内に行うことは困難な状況にある。教科担任制の強化、学校段階間の連携強化を進めるには、「補助スタッフ」ではなく「単独でも指導のできる教員」が必要であるため。
24	Ⅱ－2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	32頁	「理解を重視した学習方略を活用させたり」とあるが、その中の「学習方略」を「学習を進める方法」等の一般的な言葉に変更すべきである。	「学習方略」という言葉が一般的ではなく、現行の学習指導要領にも使用されていないので、読み手に伝わりにくいと考える。
25	Ⅱ－2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	32頁	「この中で、児童生徒が自覚するまでに至っていない成長や変容に気付いて指摘したり」とあるが、「この中で、キャリアパスポート等を活用し、児童生徒が自覚するまでに至っていない成長や変容に気付いて指摘したり」にするとよい。	令和2年4月から一人一人のキャリア形成と自己実現の指導の際に、「児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」として、「キャリアパスポート」の活用が求められているため。
26	Ⅱ－2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	32頁	「理解を重視した学習方略を活用させたり」とあるが、「理解を重視した学習方略を活用させたり、学びの過程を意識して次に生かすサイクルを確立したり」とするのはどうか。	意味理解を重視する「学習方略」の活用による学習の質的向上だけでなく、学びの過程全体を俯瞰しつつ学習観を確立していくことが大切であると考えため。
27	Ⅱ－2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	32頁	(上から2行目) 「理解を重視した」とあるが、「専門性を重視した」とすべきである。	「理解を重視した学習方略」とした場合、重視するものがはっきりしないので、「専門性を重視した」とした方が、あとの教科担任制にスムーズにつながるため。
28	Ⅱ－2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	32頁	(3つ目の○の3行目) 「小学校中学年以降には学習の目標や教材、自己の達成状況を自覚し」とあるが、「小学校中学年以降には学習の目標や自己の達成状況を自覚し」とすべきである。	「小学校中学年以降には学習の目標や教材、自己の達成状況を自覚し」とした場合、「教材」は不要であるため。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
29	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	34頁～35頁	「学校の裁量」を認めていくことなど、賛成である。  34頁～35頁18行目に「一方で、標準授業時数の在り方をめぐっては、児童生徒や教師の負担について考慮すべきとの指摘や」とあるが、「児童生徒や教師の負担」とはどのようなものが具体が明確でない。	「負担」の中身を明確にすることで、後述の具体的な取組内容とのつながりが明確になると考える。  ※教職員の働き方改革に伴う部活動の在り方、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を踏まえ、部活動や補充・発展的な学習、地域学習・地域活動等、教科に限らず(教科の枠を超えて)学校の特色ある教育活動が推進できるような教育課程が編成・実施できることを望む。
30	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	35頁	「小学校高学年への教科担任制の導入や」とあるが、「小学校高学年への教科担任制の導入とそれに伴う教員の増員」とすべきである。	「小学校高学年への教科担任制の導入や」とした場合、学年に複数学級ある学校であれば、それぞれの担任が同学年の教科を分担して担当することで教科担任制を一部実現できるが、学年単学級の学校では、異学年の教科を分担することとなり、通常の教科指導以上に教員に負担をかける場合がある。そして、教科指導の充実化を十分に図れない可能性がある。そのため、教科担任制を導入するのであれば、教科の専門性を有した教員の増員が必要である。
31	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	35頁	(2)教育課程の在り方 ①学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策 小学校高学年への教科担任制については必要と考える。その教科の「見方・考え方」という視点でも専門的な教科指導に対応できるよう、早急に制度設計、人的な部分での構築をすべきである。	制度が確立するまでの間、小中の一貫した指導が学習指導要領で示されており、そのことも踏まえ、自治体によっては小中一貫教育の推進の1つの取組として、乗り入れ授業も行っている。このことに対して教員配置が必要である。今の教員定数の考え方では中学校の教員の持ち時数の増加になっているため、自治体の意向で乗り入れを計画的に行う場合、教員配置の増員をお願いする。
32	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	35頁	(3)①小学校高学年からの教科担任制の導入(令和4(2022)年度を目途の項に、  ・「小学校英語専科教員の全校配置」  を第1項に挿入する。	小学校高学年からの教科担任制については、今後、段階的に導入されることとなるが、とりわけ、英語学習においては、より専門的な指導が求められ、既に実施されていることから、英語専科教員を優先し、全校に配置すべきである。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
33	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	35頁 ～ 36頁	「小学校高学年からの教科担任制の導入」とあるが、「配置する県や市町の実態に応じて教科担任制の導入」とすべきである。	産休代替の臨時的任用教員を配置するのにも人材の確保に苦慮している。教科担任制の導入は、定数の増員となる可能性が高く、人材の確保が課題となることが予想される。対象となる教科や開始学年や発達段階への対応など、配置する県や市町の実態に応じた教科担任制の導入が望ましいと考える。
34	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	35頁 ～ 36頁	「①小学校高学年からの教科担任制の導入」とあるが、「①小学校高学年からの教科担任制の導入と複数担任制等の検討」としてはどうか。	小学校高学年からの教科担任制の導入による効果はもとより、常時複数の教員で成長を見守り、多面的な視点から指導・支援を考えることができる複数担任制の可能性についても今後検討できるとよいと考える。
35	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	36項 ～ 37項	現行制度では、大学で最初に取得した教諭の免許状を基礎として、他の学校種の免許状が取得しやすくなったり、異校種で当該免許状の教科を教えたりするなど、教員免許状に係る学校間の垣根は低くなっている。その一方で免許更新制度により優秀な人材が教員免許状の効力を失っていくという現実もある。	9年間を見通した新時代の義務教育の在り方を考えていく中で、小学校での教科担任制を取り入れていくなどの具体案が示されているが、より優秀な人材に学習指導を行ってもらうためには、免許更新制度の在り方を考えていく時期にきている。
36	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	36頁	「広域・複数校による小中一貫教育の導入を含めた小中学校の連携を促進する必要がある。」とあるが、「立地条件により小中一貫教育の導入が可能な地域での小中一貫教育の導入を含めた小中学校の連携を促進する(略)」といった表現に変更すべきではないか。	広域・複数校という表現では、離れていても中学校教員が小学校の教科担任制にかり出されるのかといった誤解を招く恐れがあるため。
37	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	36頁	「*46例えば、中学校教諭の普通免許状を有する者は…」とあるが、「小学校教諭の普通免許状を有する者は、中学校での3年間の勤務経験と…」というように、中学校教諭の普通免許状も取得しやすくなるように配慮してほしい。	中学校教諭の普通免許状を有する者は小学校免許状が取得しやすいように、取得研修が設定されており、金銭的な補助も受けることができる。逆に、小学校教諭にも同様に中学校教諭普通免許状の取得研修を設定するなど、両校種の免許状を持つ教員が増えるよう配慮してほしいため。
38	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	36頁	(②の2つ目の5行目～6行目) 「取得することが望ましいが、2つの教職課程を同時に学生に求めることは学習範囲も広範囲にわたり、負担が大きい。」とあるが、「取得することが望ましい。」とすべきである。	「取得することが望ましい。」として、学生の負担が大きいことについては、別に考えることとするため。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
39	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	36頁	(上から2行目) 「また、義務教育学校化や」とあるが、「また、義務教育学校や」とすべきである。	「また、義務教育学校化や」とした場合、「化」は不要であるため。
40	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	37頁	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実を強く要望したい。	学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割は、近年の子どもを取り巻く状況を考えても大変重要になっている。
41	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	37頁	「スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握や校内の別室における相談・指導体制の充実等の調査研究を進めていくことが必要である。」を「スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握や校内の別室における加配定数の確保等の相談・指導体制の充実等調査研究を進めていくことが必要である。」とする。	不登校の未然予防、早期発見、早期対応や教室復帰のためには、より組織的な対応や別室対応が必要であるが、加配教員の配置が無いために別室の設置ができない学校があるため。
42	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	37頁、43頁	(4)義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策 ①不登校児童生徒への対応 その子どもにあった、可能性を引き出す教育の機会が必要であり、フリースクール等の連携は触れられているが、文部科学省としてそのフリースクール等の実際の状況確認を行うべきである。また、進学に当たって「広域通信制」への希望・進学も増えているが、退学率や卒業後の離職率も目立っている。	今後、この国を担っていく人材にとってふさわしいのか、否か、もちろん自治体(教育委員会・学校)として確認していくが、保護者が権利の主張をされる場合もあるので、ぜひ、文部科学省としてその確認をしていただきたい。
43	Ⅱ-2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	38頁	「SNS等を活用した相談体制の全国展開など、引き続き…」を「SNS等を活用した相談体制の全国展開、スクールロイヤーやいじめ対応の充実に必要な加配定数の確保など、引き続き…」とする。	いじめの早期発見、早期対応は、いじめ根絶に向けた重要な取組であるとともに、対応に苦慮するケースも増えており、スクールロイヤーといじめ対応に専念できる加配教員が必要であるため。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
44	Ⅱ－2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	38頁～39頁	いじめの重大事案や虐待事案等に適切に対応するために、より一層関係機関が連携強化を図っていくことやSC, SSWを活用した教育相談体制を整備していくことに賛成である。 このような方策をより実行性の高いものにしていくには、いじめや虐待、不登校等を専門に担当する教員を配置する等、国が主体となって法整備や予算措置をし、人的整備をすることも必要と考える。	本市では市内53校に「いじめ対策教員」が、別の市においても「いじめ対策監」が配置されているが、いじめや虐待事案が増加傾向にある中、全国的な広がりは見られない。その背景には、各市町村の財政状況等が影響していることが予想される。学校現場においては、小規模小学校では、担任が複数の分掌を担っていることが多く、小回りがきく体制とは言いがたい。国が法整備・予算措置をすることで、全国どの小中学校でも同じようにいじめや虐待、不登校等に対応できる体制を整えることができ、様々な事案の未然防止、早期発見・早期対応が可能となり、児童生徒・教職員の安全・安心な学校生活につながるものとする。更に、専門教員の配置は、教職員の働き方改革にもつながることが期待される。
45	Ⅱ－2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	38頁～39頁	いじめ問題に関しては、専門家の配置やスクールロイヤー等の積極的な活用を促す記述を盛り込んでもらいたい。	いじめ防止対策推進法やいじめの防止のための基本的な方針、また、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づく対応は、児童生徒の生命を守るために必要であり、各学校では、いじめの認知はもちろん、重大事態の認知の判断を適切に行えるよう、情報感度を高めるための研修等に取組んでいる。 一方で、法の定義に当てはまる事案が発生した際、些細とおもえる事案であっても、保護者等の意向を優先することが前提になるため、対応への理解が得られず、児童生徒への支援を行うことが難しくなったり、対応が長期に渡り、解決に至らなかったりする事案が増加傾向にある。 その場合は、学校の通常業務にも支障を来すことから、直接対応に当たることのできる専門家の配置が望ましいと考える。
46	Ⅱ－2.9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について	39頁	「1. 幼児教育」で述べている「関係機関相互の連携強化」「子育て支援の促進」は、今や、幼児期だけの問題ではない状況にある。義務教育期間においても、継続的な支援として、「家庭・地域における子育て支援」(仮称)の内容を付加してはどうか。	昨今、学校現場で働く管理職を含めた教職員が仕事に対するストレスを大きく抱える一つの要因として、子育てに悩みや不安を抱える保護者の相談等によるものが多くなっている。本来、家庭教育で担うことも学校教育の中に持ち込まれている状況であり、家庭教育の担い手である保護者への相談体制の整備は、幼児教育だけでなく、義務教育の中においても重要であるため。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
47	Ⅱ-3. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について	39頁 ～ 40頁	「(1)基本的な考え方」に、市町村立中学校と都道府県立高校など、設置者が違う場合においても学校種間のスムーズな連携を行うため、中高一貫教育の更なる推進の視点を入れることについても検討が必要であると考え。	小中一貫教育は設置者が同じ市町村であることが多く、各地で徐々に小中一貫校が開校しているが、中・高など設置者が異なる場合、一貫性を持たせた体系的な教育を行うことが難しく、より積極的な連携が必要であると考えため。
48	Ⅱ-4. 新時代の特別支援教育の在り方について	46頁 ～ 52頁	①通級指導の充実を図るため、その拡充を強く要望したい。 ②国立特別支援教育総合研究所などの研修についてオンライン研修を効果的に活用し、一般教員向けに積極的に開催していただきたい。	①通級による指導のニーズが非常に高まっており、本市においては、今年度、中学校1教室が増となり、小・中合わせて6校となった。今後もその必要性が強求められているため、財政措置などを要望する。 ②現在の国立特別支援教育総合研究所による研修は、教育委員会指導主事など、対象が一部の者に限られている。質の高い研修が受講しやすい環境をつくるのが大切である。
49	Ⅱ-4. 新時代の特別支援教育の在り方について	49頁	「集中的な施設整備の取組を推進することが求められる。」とあるが、「市町村に大きな負担を生じさせないよう、国の責任において集中的な施設整備の取組を早期に推進することが求められる。」としていただきたい。	特別支援学校に在籍することが望ましいと考えられる児童生徒が、特別支援学校への進学を希望しているにもかかわらず、通常の小中学校に進学している現状があるため。
50	Ⅱ-4. 新時代の特別支援教育の在り方について	52頁	「④高等学校における学びの場の充実」に発達障害等のある生徒の中に気付いていない場合もあることから、高等学校における学びの場の充実を図りつつ、大学、専門学校等に在学中においても自身の特性について相談できる機関を有するよう進めてほしい。	高等学校卒業後においても自分の特徴に気付いた時点で、相談、支援できる体制があれば、個々の才能と特性を生かした就職を考えられる。このことで、若者の離職を防ぎ、社会を支える貴重な働き手の確保につなげていくため。
51	Ⅱ-4. 新時代の特別支援教育の在り方について	52頁	「(4)関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」に、設置者が違う場合においても学校種間のスムーズな連携を行うため、小・中・高の連携による切れ目のない支援の在り方についても検討が必要であると考え。	市町村立中学校の特別支援学級から都道府県立の特別支援学校高等部へ進学する場合など設置者が異なる場合でも、卒業後の進路まで見据えた支援を一貫して行っていくことが必要であると考えため。
52	Ⅱ-5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について	54頁	「さらに、新たな指導人材の確保と学校における日本語指導の専門性の向上の観点から、日本語教師の積極的な活用を検討することが必要である。」とあるが、日本語指導の専門性のある人材の育成と採用をセットで進めていく必要があると考え。	現状として、日本語指導の専門性のある者がなかなかいないこと、また、本務者の教員を充てづらい現状があるため。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
53	Ⅱ-5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について	54頁	(2)指導体制の確保・充実 ③地域の関係機関との連携 多言語に対応する人材が確保可能な地域とそうではない地域がある。	地域の関係機関だけでは厳しいので、人材の派遣(バンク)の設定を希望する。
54	Ⅱ-5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について	54頁	母語支援員等を配置する際に、文部科学省による補助事業による支援を活用できるが、各言語ごとに母語支援員のリスト等が作成され、活用できるような仕組みを整えていけるとよい。	母語の多言語化が進み、保護者対応等が難しい現状があるため。
55	Ⅱ-5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について	56頁	外国人児童生徒に対して適切な支援や指導ができるように、彼らの特性を見極め、それらを踏まえた指導方法や指導体制の構築を図っていただきたい。	外国人児童生徒等に対する特別な配慮等について、障害があるからなのか、言葉の問題によるものであるのか、その見極めは大変難しく、学校現場の先生方は苦労している現状があるため。
56	Ⅱ-5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について	56頁 ～ 57頁	「④外国人児童生徒等に対する特別な配慮等」の項目は、「Ⅱ-4.新時代の特別支援教育の在り方について」にも盛り込むべきである。	別ではなく、包括している視点が必要なため。
57	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	58頁	「1人1台の端末環境を活かし、端末を日常的に活用していく必要がある……」とあるが、端末を日常的に活用していくためにも、「GIGAの端末整備後の次の端末の更新に係る国の財政負担のあり方」「日常的に予見される高額な修理費等の経費のあり方」に向けた対応についても明記してほしい。	一人一台端末が国の施策として永続的な取り組みとなることを明記することで、各自治体が今後発生する財政的な目処をつけることができ、計画的にハードとソフト面を含めた質の高い整備を行うことが期待できるため。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
58	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	58頁	<p>((1)基本的な考え方の2つめの○の2行目) 「今までの教育では適応的でなかった児童生徒の一部に効果を発揮」とあるが、「今までの学習方法では適応が難しかった児童生徒に効果を発揮」とすべきである。</p>	<p>「今までの教育では適応的でなかった児童生徒の一部に効果を発揮」とした場合、「教育内容」ではなく、知識理解なので「学習方法」ではないかと考えられたから。また、「適応的でなかった」の文言がわかりにくいのと、「一部」は、適応できなかった児童生徒の一部のみにICT効果があるというように捉えるため。</p>
59	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	58頁 ～ 63頁	<p>「教師の対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくり」、「デジタル教科書・教材の普及」、「ICT人材の確保」等について、こうした教育体制づくりの実施主体である地方自治体に対する国の財政的・人的な支援策等も示すべきである。</p>	<p>ICT機器の充実、デジタル教科書の整備やICT支援員の配置などの整備は、教育のICT化を推進する上で必要であると考えているが、地方自治体の財政的な負担が大きく、自治体間で格差が生じる可能性がある。</p>
60	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	58頁 ～ 62頁	<p>①オンラインによる学習については、オンライン結合による個人情報保護について課題があると思われる。国としても論点を整理し、方向性を定めて、国と各市が同一の歩調で、課題を解決しながら取り組めるよう要望する。 ②日常的なICTの利用を目指して、教員のスキルアップが必要不可欠である。また、専門的な人材の確保も必要なため、継続的な財源の支援をお願いしたい。 ③学習者用デジタル教科書は、端末の活用に向けて必須であると考え。国の責任において、自治体によって学習者用デジタル教科書の利用に差異がないよう、財源の確保をお願いしたい。 ④個別最適化された学びの実現に向けて、共通の学習ツールを国から提示するなどの、プラットフォームの整備を図ってほしい。</p>	<p>・財政状況等により、各自治体によって差異がないように、また、新型コロナウイルス感染症への対応のためにも、全国統一で実施していきたい。</p>
61	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	60頁	<p>「全国的な学力調査のCBT化の検討」については、現状の全国学力学習状況調査を指しているのでしょうか。本来の目的に合った調査となるよう、報道等のあり方について配慮していただきたい。</p>	<p>子どもたちの現状を捉え、授業づくりや今後の指導に生かすことを目的に開始された全国学力学習状況調査であるが、報道等の影響もあり、本来の目的とは離れ、いかに全国で上位にランクインするかを競うような傾向があると感じているため。</p>

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
62	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	60頁	③教師対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくり 目的に応じた遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れた授業モデルを展開する必要がある。(追記)「そのため、遠隔授業支援を社会貢献活動等として企業や大学等の協力体制を充実させることも重要となる。」	導入した機器を大いに活用し、タブレットやPCが無くてはならない教具の一つとなるよう進めてほしい。遠隔授業支援を行う、企業や施設等の協力体制を構築していく必要があると追記した。特に地元の企業、施設が協力することで、地元企業について学ぶ機会が増える。地元での就職につながり、地元産業のさらなる発展が期待できる。また、リモートワーク等により地元に住みながら、離れた企業で働くことで、人口流出を防ぐことも期待できる。
63	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	61頁	⑥「児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応」の3項目めに「訪問教育を受ける子供の学習機会を充実すること」とあるが、それを促進するためには、関連する指導等を専門に行う教員配置が一層重要である。記載のような教育体制強化の教育的ニーズは今後ますます高まるものであるが、そのためにも、「教職員定数の見直し」や「加配教員の増員」、あるいはそのための財源手当てや支援を充実すべきである。	「ハイブリッド型」とする場合、通常の教育活動と並行しながら学習支援や対面指導を行うことは、現状の教職員配置のみでは非常に困難であり、また、自治体としての単独財源での財源確保にも限界があるため。
64	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	61頁	⑤デジタル教科書・教材の普及促進 「本格的な導入が見込まれる令和6年度の小学校教科書の改訂までの間においても、学習用デジタル教科書・教材の学校現場における使用が着実に進むよう普及促進を図る必要がある」と記載されているが、教科書無償については触れられていない。	学習者用デジタル教科書・教材整備については、教科書無償の原則に則り、国補助等にも触れる必要があるため。
65	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	61頁	(2)ICT の活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実 ⑤デジタル教科書・教材の普及促進 学習者用デジタル教科書を導入することについて、従来の教科書同様な考え方をすべきである。	各個人への無償配布(市の予算に組み込まれない方法)でならないと、自治体の状況により導入が厳しくなる場合が懸念される。 また、教材のデジタル化もそうだが、教科書となれば子どもたちへの公教育としての最低限の平等性が問われる。GIGA構想で導入される一人1台の端末の維持、管理費、さらにはその中に入れる教材等の継続的な国としての予算配分をお願いする。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
66	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	61頁～62頁	「ICTを活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有するGIGAスクールサポーター、ICT支援員といったICT人材の確保を促進するべきである。」とあるが、臨時雇用的な「GIGAスクールサポーター、ICT支援員」に加えて、専門性を有する「ICT推進教員」を各校に常勤として配置すべきである。	一人一台端末を文房具として日常的に活用するためには、常時、ICTを活用した教育活動を推進する担任以外の教員が必要であるため。
67	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	62頁	⑦ICT人材の確保 「ICT環境整備に関する計画策定、ICTを活用した効果的な指導方法等について助言・支援を行うICT活用教育アドバイザーの活用を推進する必要がある」と記載されているが、そのために国ができる支援策等に触れられていない。	GIGAスクール構想の実現に係る取組において、ICT支援員の人材及び予算確保が今後の大きな課題である。例えば、ICT人材バンクを創設し、照会するなどの体制整備を進めないと、配置は難しいため。
68	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	62頁	「事務職員についても、ICTを活用した教育活動に積極的に参画できるよう」とあるが、「事務職員やスクール・サポート・スタッフ、地域ボランティア等についても、ICTを～」と、幅を広げてほしい。	「事務をつかさどり、多くの場合が各校一人で膨大な事務処理を抱える事務職員が、ICTを活用した教育活動にどのような形で参画できるかについては、今後様々な観点からの検証が必要であるとともに、事務職員より教育活動に参加しやすいスクール・サポート・スタッフや地域ボランティアを加えたほうが現実的であると思われる。
69	Ⅱ-6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について	62頁	「遠隔・オンライン教育を進めていくために、「著作権問題」について、解消もしくは配慮いただけるよう要望していただきたい。また、市町村間でICT格差が生じないように国が責任をもって環境整備を行っていただきたい。また、遠隔教育の実現に向けて最適な手法であるLTE通信に対応すべく、地方に対し必要な支援を行っていただきたい。	「遠隔・オンライン教育を進めていくために、「著作権問題」が大きな壁になっている現状があるため。また、臨時休業中に家庭学習に活用することを考えると、家庭の通信環境に左右されないLTE方式が最適であると考えているが、その支援をお願いしたいため。
70	Ⅱ-7. 新時代の学びを支える環境整備について	63頁	「これらを踏まえ、「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図ることが必要である」を 「これらを踏まえ、「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育や就学前教育施設等における環境整備を図ることが必要である」	学校だけでなく、就学前教育施設等においてもネットワーク等の整備は、令和時代の教育では重要であると考えている。今後、学校、地域のICT化を進めるべきである。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
71	Ⅱ-7. 新時代の学びを支える環境整備について	64頁	「教室等の実態に応じて少人数編制を可能とするなど」を「少人数編制を可能とするため、施設整備を図るなど」とする。	全国的には児童生徒数は減少しつつあるが、児童生徒数の増加が続いている地域もある。「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向けて少人数学級編制をするためには、校舎の増築等が必要になる学校もあることから、施設整備に対する国庫負担を改善いただきたい。
72	Ⅱ-8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について	65頁	(2)①「公立小中学校等の適正規模・適正配置等について」の1項目に「教育環境の向上とコストの最適化を図ること」とあるが、それに伴う財源確保の支援や手当が必要である。	「教育環境の向上とコストの最適化を図る」ためには、学校教育面・学校施設面・地域の実情等を多面的かつ継続的に把握しつつ今後の動静に向けた合意形成も求められ、それに伴い財源確保も付随することから、自治体単独の財源確保だけでは困難が生じることが想定されるため。
73	Ⅱ-9. Society5.0時代における教師及び教員組織の在り方について	71頁	「学校における働き方改革について、あらゆる手立てを尽くして取組を進めていくことが重要である。」とあるが、働き方改革と併せて、教員一人当たりの持ち時間数を減らすために、標準時数・教育課程そのものを見直すか、採用人数を増やすなどする必要があると考える。	近年、授業時数が増加してきており、授業の準備等を勤務時間内に行うことがそもそも難しい状況にあるため。
74	Ⅱ-9. Society5.0時代における教師及び教員組織の在り方について	71頁	教員免許更新制の実質化について、例えば、中堅教諭等資質向上研修(後期)と一体化させるなど、より効果的な更新制度となるように検討していただきたい。	更新講習の受講は、教員にとって金銭面も含めて大きな負担となっている。そのわりに成果はさほど大きくないと感じているため。
75	Ⅱ-9. Society5.0時代における教師及び教員組織の在り方について	71頁	「教員免許更新制や研修をめぐる制度に関してより包括的な検証を進めることにより」とあるが、「包括的な検証」ではなく、「抜本的な見直しを含めた検証」とすべきである。	教員免許更新制度が始まり10年以上経過する中で、成果としてのエビデンスが何ら得られていないとすれば、制度自体の意義を問い返す時期がきているのではないか。現場の教職員の負担感はかなり大きく、研修に対する満足度は低い。そうした実態をふまえ、教員免許更新制を取りやめるべきであると考え。もし、無理ならば、必要な教員(人事評価による)に必要な研修を行うような制度の在り方に変えていただきたい。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に対する意見

No.	項目	該当ページ	意見の内容	意見の理由
76	Ⅱ-9. Society5.0時代における教師及び教員組織の在り方について	71頁 ～ 72頁	<p>(71頁(5)教師の人材確保 4つ目の項目としてに次のとおり挿入されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近年、採用倍率……求められている</li> <li>○教師は、ICT等を……認識される必要がある。</li> <li>○教師が教師でなければならない……重要である。</li> <li>○教師の人材確保には、学校の置かれている慢性的な教員数不足による教育環境の改善が必要である。</li> </ul> <p>現在、諸教育課題対応のために加配定数が措置されているが、効果的・恒常的に対応できているとは言えない現状がある。学校が一定のマンパワーを持ち、生起する種々の課題に効果的に臨機応変に対応するためには、基礎定数を見直して担任以外の人員をある程度確保することが必要であり、そのためには義務標準法を見直す必要がある。このことが学校の力を取り戻し、魅力ある教員の姿につながり、志願者を増やすことにつながるものと思われる。</p>	<p>教師の人材確保のためには、はつらつと指導する教師のイメージが必要であると考えられる。しかし、現在の学校は、通常の教科授業指導以外に、ICT活用、特別支援の充実など、よりきめの細かな指導が求められている一方、不登校、いじめ等の様々な課題が増大し、それに対応しきれない現状にある。そういう中で、教師が疲弊し自信を失う姿がむしろ多く耳にするようになってきている。十分な指導体制が学校の指導力を高め、自信を持って指導に当たる姿を学校が見せるとき、その教育に携わる仕事に就き、生きがいを見出そうとする若者が増えてくるに違いない。</p> <p>現在、学校の指導力強化のために一部は加配定数で措置されているが、多くの小中学校に行き渡らず、内容によっては非常勤職員や臨時的任用で賄われている現状があり、効果的・恒常的に対応できているとは言えない現状がある。新たな課題に対応したり、突発的問題にマンパワーが必要だったりする場合、常勤の正職員が学校の組織力強化には最も必要とされる。</p> <p>そして、学校に配置される正教員の数は、ほとんどは義務標準法に基づく都道府県の配置基準に依るものであり、この改善が構造的教員配置不足を解消できるのである。勿論、標準法の改正には多くの財源を伴い、施行にも時間がかかることが予想されるが、その方向で議論することを期待するものである。</p>
77	その他		<p>どの内容をとっても、自治体が具体的に進めていくこととなる。突然の提示をするのではなく、首長会、教育長会での意見聴取のもと、時間的余裕をもっての最終提示をお願いしたい。</p>	
78	その他		<p>「学校主体の部活動」から「地域スポーツ型」へと移行すべきである。</p>	<p>部活動への外部指導者の派遣や休日の委託が議論されているが、いずれにしても学校主体であり、教員への負担は大きい。今後、地域型への移行により、教員の負担減と新しいビジネスモデル(地域スポーツクラブ等)が期待される。</p>
79	その他	全体を通して	<p>この中間まとめを読む限りにおいては、ソサエティ5.0の世の中を見据えた、柔軟性のある目指すべき日本の教育の姿が、たいへん上手にまとめられていられるともいえる。</p>	<p>「個別最適な学び」と「協働的な学び」、「修得主義と履修主義」など、双方をバランスよく、それぞれの長所を取り入れながらという発想はよく理解できるが、教育の大前提となる部分を変えていくことは、日本の学校観を変えていく大きな岐路に立っていると感じる。</p>